

(一社)千葉県建築士会賛助会規程

第1条 賛助会の目的

この規程は(一社)千葉県建築士会(以下本会という)の事業を執行するに於いて、本会賛助会員の会(以下賛助会という)を組織して、本会事業に協賛・協力し、正会員・準会員及び賛助会員同志の情報交換交流と親睦を図り、以って本会及び賛助会活動の円滑化、活性化に寄与することを目的とする

第2条 賛助会の組織

1. 本会の賛助会員を以って組織する
2. 本会と賛助会の円滑な運営のため、代表幹事1名・副代表幹事3名以内・幹事若干名(内1名を賛助会事務担当)の役員を置く
3. 代表幹事は賛助会を代表し、事故あるときは副代表幹事が代理する
4. 役員の内任期は、原則として本会役員と合わせ互選により選出する

第3条 賛助会の運営

1. 本会の本部事業・委員会事業の計画を賛助会役員に発信し、役員間で協賛・協力を協議する
2. 前項の協議決定を賛助会員に案内し積極的な参画を依頼する
3. 賛助会員同士の交流、親睦を計画し、本会入会のメリットを図る
4. 賛助会組織運営上の連絡通信費、本部にての会議経費は本会の負担とするが、その他会場での会議及び独自運営費、ならびに本会広告費等の別途既定される費用を負担する

第4条 賛助会の会議

1. 賛助会の全体会議を総会とし、本会の総会と同じ会場、日程で開催する
2. 賛助会の運営のため、役員会を開催する
3. 前各項とも会議の招集と議長は代表幹事が行う
4. その他会議の細部規定は本会に準ずる

第5条 規程の変更

本規程は、役員会で変更することができる

第6条 その他

本規程に定めなき場合は賛助会役員と協議し、本会会長が別に定める

この規程は平成28年6月7日より施行する

この規程は平成29年5月25日より施行する